

公益財団法人岩手県市町村振興協会専門研修受講費助成金交付要綱

平成 27 年 2 月 24 日 理事長決裁
一部改正 令和 2 年 7 月 1 日 理事長決裁

(目的)

第 1 効率的な市町村行政の推進に資するため、県内の市町村（一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、専門的な研修を実施している機関等に職員等を派遣する場合、その受講に要する経費に対し、この要綱に定めるところにより予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成金の交付対象及び額)

第 2 第 1 に定める経費は、次の各号に掲げる研修実施機関が実施する研修の受講に要する経費として、市町村が研修実施機関に支払った額とする。ただし、宿泊先を提供している研修実施機関が諸般の理由により宿泊先を提供しない場合は、市町村が職員等に支給した宿泊料を交付対象に加える。

- (1) 一般財団法人全国建設研修センター
- (2) 公益社団法人日本水道協会
- (3) 地方共同法人日本下水道事業団

(助成金の交付申請)

第 3 助成金の交付の申請をしようとする市町村は、専門研修受講費助成金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 専門研修受講者名簿（様式第 4 号）
- (2) 当該研修の修了証書の写し
- (3) 当該研修受講に要する経費に係る支払書類の写し

2 当該研修が当該年度の 2 月 1 日以後に実施される場合、前項第 2 号及び第 3 号の書類に代えて、受講決定通知書と受講に要する経費の請求書の写しを提出するものとし、当該研修修了後、速やかに前項第 2 号及び第 3 号の書類を提出するものとする。

(助成金の交付決定及び通知)

第 4 理事長は、第 3 第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請をした市町村に通知するものとする。

(派遣者の変更)

第 5 第 3 第 2 項に該当する場合で、派遣する者を変更し、またはその派遣を中止するときは、受講者変更（取消）届（様式第 5 号）により理事長に届け出なければならない。

(助成金の請求及び交付)

第 6 第 4 の決定通知を受けた市町村は、専門研修受講費助成金交付請求書（様式第 3 号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(委任)

第 7 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。